

情報公開制度・個人情報保護制度の 利用方法と運用結果

市では、市が保有する公文書を公開するためのルール（情報公開制度）および個人情報保護法に基づき、保有する個人情報を適正に取り扱うためのルール（個人情報保護制度）を定めています。市政に関する情報の公開・開示は、皆さんからの請求に基づいて行っています。なお、行政情報コーナー（市役所1階受付）では、市の予算書等を閲覧することができますので、ご利用ください。

◇情報公開制度

市が保有する全ての公文書が対象となります。ただし、個人情報や法令または条例の規定などによって公開することができない情報は対象となりません。

▶情報公開の請求

公開の請求は各窓口で行えます。受付日の翌日から原則15日以内に公開・非公開の決定を行います。公開できる場合は、公開の日時をお知らせします。公開は、写しの交付により行います。

▶情報公開の請求ができる方

- ①市内在住の方
 - ②市内に事務所または事業所がある方
 - ③市内に在勤または在学している方
 - ④市の行う事務または事業に利害関係を有する方
- ▶請求方法＝情報公開請求書により請求
- ▶請求書配布場所＝市役所1階行政情報コーナー
- ※市ホームページからもダウンロードできます。

▶費用＝公文書の写し片面1枚につき10円（A4単色の場合）

▶決定に不服があるとき

部分公開または非公開の決定をした場合、決定通知書に理由を示します。決定に不服があるときは、

その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

◇個人情報保護制度

個人の権利利益の保護と個人情報を適正に取り扱うため、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求することができます。

ただし、法令などにより開示することができないとき、開示することにより第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときなど、開示できない場合があります。

▶開示の請求

開示の請求は各窓口で行えます。受付日の翌日から原則15日以内に開示・不開示の決定を行います。開示できる場合は、開示の日時をお知らせします。開示は、写しの交付により行います。

▶個人情報の開示請求ができる方

- ①自己に関する個人情報を市が保有している方
- ②①に該当する方の代理人

▶請求方法＝保有個人情報開示請求書に本人、または代理人であることを証明する書類を添えて請求

▶請求書配布場所＝市役所1階行政情報コーナー

※市ホームページからもダウンロードできます。

▶費用＝公文書の写し片面1枚につき10円（A4単色の場合）

▶決定に不服があるとき

部分開示または不開示の決定をした場合、決定通知書に理由を示します。決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

問 総務課行政班 ☎0475(70)0300

●令和5年度の情報公開制度の運用結果

請求件数

年 度	請求件数	処理件数
令和5年度	58件	58件
令和4年度(参考)	49件	49件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否不回答	取下げ	合 計
市 長	24件	28件	0件	2件	1件	0件	55件
教育委員会	1件	1件	0件	0件	0件	0件	2件
農業委員会	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件
合 計	25件	29件	0件	3件	1件	0件	58件

※複数に該当する場合は、それぞれに計上しています。

部分公開とした理由

理 由	件 数
法令秘情報	1件
個人に関する情報	24件
法人等に関する情報	4件
公共の安全等に関する情報	2件
協力信頼関係情報	2件
合 計	33件

※複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

●令和5年度の個人情報保護制度の運用結果

開示請求件数

年 度	請求件数	処理件数
令和5年度	33件	33件
令和4年度(参考)	8件	8件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	開 示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	合 計
市 長	13件	17件	0件	0件	0件	30件
教育委員会	1件	1件	0件	1件	0件	3件
合 計	14件	18件	0件	1件	0件	33件

部分開示とした理由

理 由	件 数
個人に関する情報	18件
公共の安全等に関する情報	3件
合 計	21件

※複数の不開示理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

●市議会の個人情報保護制度の運用結果

令和5年度の市議会が保有する個人情報に対する、開示、訂正等の請求はありませんでした。

各公民館の教室（講座）の受講生の追加募集

各公民館等で開催している教室（講座）で、定員に余裕のある教室について受講生を追加募集します。

▶申込方法＝中央公民館・白里公民館・中部コミュニティセンター窓口にて申込書を記入し、提出（電話申込は不可）

▶申込締切＝6月21日(金)17時 ※中部コミュニティセンターは(月)休館。

▶申込資格＝市内在住・在勤で学習意欲があり、令和7年3月まで継続できる方

※1人2講座まで。

※過去に3年間受講した講座、または市内の他の施設で受講している講座と同一講座への申し込みはできません。

▶受講料＝無料（教材費は自己負担）

▶その他＝定員になり次第、受付を終了します

●中央公民館の教室（講座）

申・問 中央公民館 ☎0475(72)0698

No.	教室名	講師名	募集人数	日時	
1	料理教室	原名 外志子	5名	第3(火)	9時30分～
2	茶道(裏千家)教室	中村 宗恵	10名	第2・4(火)	9時30分～
3	水彩画教室	弓野 正勝	5名	第2・4(土)	9時～
4	着付教室	土屋 美智子	5名	第1・3(木)	13時～

●白里公民館の教室（講座）

申・問 白里公民館 ☎0475(77)2172

No.	教室名	講師名	募集人数	日時	
1	書道教室	大原 鳥花	6名	第2・4(木)	10時40分～
2	水彩画教室	大森 良三	10名	第1・3(木)	10時～
3	カラオケ教室	鈴木 えり子	7名	第2(土)	13時～
4	ゆったりヨガ教室	神谷 有里	8名	第3(水)	10時～

●中部コミュニティセンターの教室（講座）

申・問 中部コミュニティセンター ☎0475(73)3337

No.	教室名	講師名	募集人数	日時	
1	親子で英語あそび教室	サーゲート由紀子	6組	第3(土)	10時～

動物の正しい飼い方推進月間のお知らせ

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

・飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑を掛けずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。

・動物からうつる感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう。

・動物には、迷子札やマイクロチップを着けるなどして、災害時等に放れてしまっても、飼い主が分かるようにしましょう。犬については、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を着けることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

・犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑を掛けたりすることの無いようにしましょう。

・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いが無いかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。

・猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることができます。

・飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

・野良猫に餌を与えている方へ、餌を与えるだけの管理は、飼い主不明の猫が集まり、子猫が産まれ、結果として野良猫が増えてしまいます。そして、庭・ごみ荒ら

しや糞尿などにより近所に迷惑をかけることになります。責任をもって飼育できない行為はおやめください。

・91日齢以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。

・災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう。

・適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

・やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。

・愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年の懲役または100万円の罰金が科せられます。

・愛護動物を殺傷すると、最大で5年の懲役または500万円の罰金が科せられます。

千葉県動物愛護センターおよび同東葛飾支所では、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方および動物由来感染症等に関する講演を行っています。

問 山武健康福祉センター（千葉県山武保健所）

☎0475(54)0611

千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

千葉県動物愛護センター東葛飾支所

☎04(7191)0050

公益財団法人千葉県動物保護管理協会

☎043(214)7814